



こしんでん

令和5年4月21日発行

— 第2号 —

浅羽東小学校のHP <https://asabahigashi-e.fukuroi.ed.jp>

学校メールアドレス asahigashi-s@orange.ocn.ne.jp



授業参観会、懇談会への御参加 ありがとうございました！

19日(水)には、4年ぶりに体育館に参集してのPTA総会を開催することができました。多くの保護者の皆様に御出席いただきました。ありがとうございました。伊藤PTA会長様はじめ役員の皆様、会員の皆様には、令和5年度も本校の教育活動の充実のため、御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

昨年同様、紙面にて議事を報告し、事前に採決を取る方法であったため、総会自体をリモートで開催することもできました。しかし、今年度の目標、本校が目指している子どもの姿を、どうしても保護者の皆様と共有したいと考え、参集型での開催とさせていただきます。



PTA会長あいさつ

教育は、学校だけが担うものではありません。学校ができることは一部分で、お子さまの育ちを一番近くで、支え導いているのは各家庭です。家庭と学校が同じ方向を向いて、子どもたちの成長を導いていけば、教育の効果は倍増します。しかし、家庭と学校が別々の方向を向いていると子どもたちは目指すべき方向が見えず混乱し、大人への不信感を募らせていきます。それゆえ、年度の初めに本校が目指す子どもの姿について、画面越しにではなく直接保護者の皆様にお伝えする機会をもたせていただきました。

新年度が始まって2週間が経ちました。小学生になった1年生、そして、学年が一つ上がった子どもたち、一人一人が「新しい学年でがんばりたい」「成長したい」と強く願っていることを子どもたちの姿に感じます。無限の可能性を秘めた子どもたちが、今もっている成長への意欲を失うことなく、成長を遂げ、自信を深めていくことができるよう職員一同、精一杯頑張ります。よろしくお願いいたします。

どの子どもも東小で安心・安全に学び、生活するために・・・

本校が目指す「自分も相手も大切にする子」が築いていく「東小の文化」の一つに「いじめ撲滅への挑戦」があります。“挑戦”という言葉を入れたのは、いじめをゼロにするということ（撲滅）が簡単なことではないからです。

国の研究機関が1,000人近い子どもを対象に小4から中3までの6年間、同じ子どもを対象に追跡調査（いじめ追跡調査）を行いました。結果が令和3年に公表されています。

その報告によると、約9割の子どもが小4から中3までの期間に「いじめた経験」をしていたそうです。「いじめはよくない」ことだとだれもが分かっているはずなのですが、実際はほとんどの子どもがいじめ加害者になっていました。実は、いじめの被害経験の割合も同じくらいだそうです。だれもが、いじめの被害者にも加害者にもなりうるというのが、この調査で分かったことでした。



考えてみれば、大人の世界でも「ハラスメント」が度々ニュースで話題になります。言い方が変わっているだけで、いじめと何ら変わりません。我々大人も気を付けなければならないことです。

今から10年前、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立しましたが、その目的には、次のように書かれています。

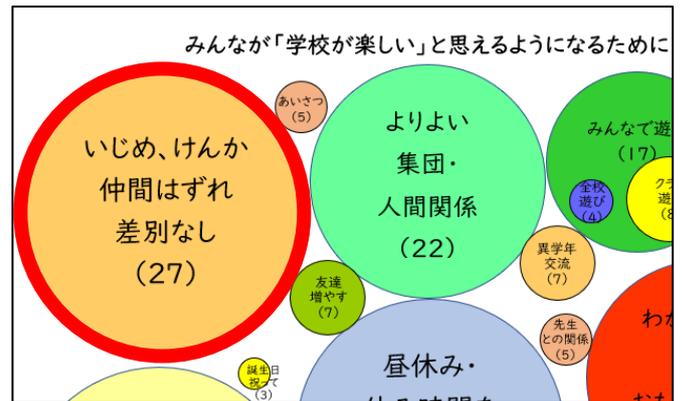
いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

当時、いじめ問題は学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいと言われるほど、深刻化しました。子どもを守るためには、社会総がかりでいじめ防止に取り組まなければならないと言われ、この法律が作られました。

いじめは子どもの一生を台無しにしてしまう可能性があります。そのいじめをなくしていくためには、保護者の皆様の理解と協力が不可欠です。

本校が、子どもたちといっしょに「いじめ撲滅への挑戦」をしていくことは、なにより子どもたちがそのような東小にしたいと願っているからです。みんなが「楽しい」と思える学校にするために、子どもたちが一番願っていることが「いじめ、けんか、仲間はずれ、差別をなくすこと」なのです。

今後、学校全体で、学年で、学級で、子どもたちと一緒にいじめのない学校をつくるための取組を進めてまいります。年度のスタートにあたり、保護者の皆様にも目標を共有していただき、「いじめ撲滅」への関心と決意をもっていただきたいと強く願っています。



<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、**いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。**（文部科学省）

子どもを守るため、いじめが疑われるようなことがあったり、お子さんから相談や訴えがあったりした場合には、すぐに学校までお知らせください。

お知らせとお願い

- ・今年度から職員の勤務時間が、「午前8時から午後4時30分まで」に変更されました。緊急な場合を除き、勤務時間外のお電話やご来校はご遠慮ください。
- ・5月2日（火）は引き渡し訓練です。お子さんと一緒におうちへ帰りながら、通学路の危険箇所や登下校中に巨大地震が起こった際の避難場所について、御確認ください。